

令和7年度第2回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和7年7月28日（月）

午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

（1）諮問事項の審議

・諮問第14～17号の答申について

5. その他

6. 閉 会

諮問第14～17号の答申について

○諮問第14号の答申について（答申第14号）

4 審査会の判断について

○審査請求人の主張アに対して

公開決定を取り消し一部公開決定としたところで、新たに公開される公文書は無く、「一部公開決定」は、公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開することを想定した処分である、という実施機関の主張に不合理な点はないと認められる。

○審査請求人の主張イに対して

請求した公文書と請求していない公文書が併せて公開されていたとしても、そのことが請求人の不利益に当たるものとはいえない。手数料の徴収事務については、当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

○審査請求人の主張ウに対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年3月25日付け井発第7652号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

○諮問第15号の答申について（答申第15号）

4 審査会の判断について

○委員長自身に発せられた招集状が開示されたことに対して

当該招集状を処分庁が開示したことについては、存在する公文書を井川町情報公開条例に基づき開示決定したものであって、その決定に違法又は不当な点はない。なお、請求した公文書と請求していない公文書が併せて公開されていたとしても、そのことが請求人の不利益に当たるものとはいえない。手数料の徴収事務については、当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

○その他の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年10月1日付け井固評発第29号により、井川町固定資産評価審査委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

○諮問第16号の答申について（答申第16号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

農業委員会が保有している「税務会計課税務班が『地方税法第20条の11』に基づき、農業委員会に対し閲覧を求め、且つ委員会が閲覧させた（許可又は承認）ことを示す記録文書」の公文書開示請求に対して、「当該閲覧についての求め及び許可（承認）は口頭で行われたものであることから、当該公文書は存在しない」と、存在しない理由を付して、不開示決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年9月25日付け井農委発第114号により、井川町農業委員会が行った本件処分は妥当であると判断する。

○諮問第17号の答申について（答申第17号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

実施機関により証拠書類として提出された「令和6年度情報公開請求（全請求）の記録データ（抜粋）」には、個人を特定できる情報は無く、審査請求人が要求する公文書を実施機関が保有しているとは認められない。よって、R02.04.01から現在までの期間において決定された、「申請者本人による公文書公開又は開示請求に対する当該決定件数を表わした個人データ」の公文書開示請求に対して、「全請求者の公文書開示請求を取りまとめたデータは保有しているが、個人別に記録したデータは保有していない為、不開示」と、存在しない理由を付して、不開示決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○申請拒否処分に変更するべきとの主張に対して

「公文書不開示決定処分」を取消し、「申請拒否処分」に変更することについては、不服申し立てをする利益はない。

○その他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年11月22日付け井発第3994号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。